

# 農林水産省における対応状況

## 1. 特区として実施する主な事項

### ① 農地の権利取得後の下限面積要件(原則、都府県50アール、北海道2ヘクタール)の特例の設定基準の弾力化

担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農地の保全、有効利用を図ることが必要であり、地域の農地利用に支障が生じないように設定される区域において、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。

### ② 農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲の拡大

農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農業体験施設の運営や農業体験のための民宿業の追加する。

## 2. 全国で実施する主な事項

### 市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化

特定農地貸付法及び市民農園整備促進法は、レクリエーション等非営利目的での農作物の栽培を対象としているが、市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲について通知する。